

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第 25 号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和38年規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第2（第3条の2関係） 1 行政職の格付							別表第2（第3条の2関係） 1 行政職の格付						
係員職	上級係員職	係長相当職	課長補佐相当職	課長相当職	部次長相当職	部長相当職	係員職	上級係員職	係長相当職	課長補佐相当職	課長相当職	部次長相当職	部長相当職
主事	副主査	係長	課長補佐	課長	部次長	部長	主事	副主査	係長	課長補佐	課長	部次長	部長
技師	副技査	主任	政策調査	統括保健	最高デジ	デジタル	技師	副技査	主任	政策調査	男女共同	局次長	局長
社会福祉	副主任保	検査員	室長	師	タル責任	政策監	社会福祉	副主任保	検査員	室長	参画セン	最高デジ	デジタル
主事	健師	消費生活	シティセ	感染症・	者補佐	危機管理	主事	健師	消費生活	シティー	ター所長	タル責任	政策監
身体障害	副主任看	センター	ールス推	疾病対策	未来戦略	監	身体障害	副主任看	センター	セールス	室次長	者補佐	危機管理
者福祉司	護師	所長	進室長	専門幹	推進室長	福祉事務	者福祉司	護師	所長	推進室長	統括保健	デジタル	監
知的障害	副主任理	査察指導	総合教育	あぶくま	デジタル	所長	知的障害	副主任理	査察指導	人材活躍	師	改革室長	福祉事務
者福祉司	学療法士	員	連携室長	クリーン	改革室長	議会事務	者福祉司	学療法士	員	推進室長	感染症・	財産マネ	所長
保健師	副主任歯	保育所長	人材活躍	センター	財産マネ	局長	保健師	副主任歯	保育所長	室次長補	疾病対策	ジメント	議会事務
看護師	科衛生士	こども発	推進室長	所長	ジメント	教育部長	看護師	科衛生士	認定こど	佐	専門幹	推進室長	局長
理学療法	副主任獣	達支援セ	工事検査	あらかわ	推進室長	消防長	理学療法	副主任獣	も園長	工事検査	総括検査	観光交流	教育部長
士	医師	ンター	室長	クリーン	観光交流	参与	士	医師	認定こど	室長	員	推進室長	消防長

歯科衛生士 獣医師 薬剤師 保育士 保育教諭 栄養士 社会教育主事 文化財主事 司書 消防士長 消防副士長 消防士	副主任薬剤師 副主任保育士 副主任保育教諭 副主任栄養士 副主任司書	認定こども園長 認定こども園副園長 高度救助隊長 主査 技査 主任保健師 主任看護師 主任理学療法士 主任歯科衛生士 主任獣医師 主任薬剤師 主任保育士 主任保育教諭 主任栄養士 主任司書 中央学習センター	滞納整理推進室長 放射線モニタリングセンター所長 所長補佐 地域包括ケア推進室長 地域医療政策室長 こども家庭センター・えがお所長 <u>多文化共生推進室長</u> 郷土史料室長 茂庭出張所長 支所次長 主任検査員 副主幹 検査室長 学校再編室長	センター所長 部次長 当職以外の支所長 中央学習センター館長 図書館長 署長 分署長 主幹 副署長	推進室長 危機管理室長 文化スポーツ振興室長 環境施設マネジメント室長 保健所副所長 会計管理者 清水、東部、北信、西、信陵、飯坂、松川、信夫及び吾妻支所長 議会事務局次長 教育部次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	歯科衛生士 獣医師 薬剤師 保育士 保育教諭 栄養士 社会教育主事 文化財主事 司書 消防士長 消防副士長 消防士	副主任薬剤師 副主任保育士 副主任保育教諭 副主任栄養士 副主任司書	も園副園長 高度救助隊長 主査 技査 主任保健師 主任看護師 主任理学療法士 主任歯科衛生士 主任獣医師 主任薬剤師 主任保育士 主任栄養士 主任司書 中央学習センター館長以外 の学習センター館	滞納整理推進室長 室長補佐 放射線モニタリングセンター所長 所長補佐 地域包括ケア推進室長 地域医療政策室長 <u>こども発達支援センター所長</u> こども家庭センター・えがお所長 <u>幼保支援室長</u> 郷土史料室長 茂庭出張所長 支所次長 主任検査員	あぶくまクリーンセンター所長 あらかわクリーンセンター所長 部次長 当職以外の支所長 中央学習センター館長 図書館長 署長 分署長 主幹 副署長	危機管理室長 <u>副危機管理監</u> 文化スポーツ振興室長 環境施設マネジメント室長 <u>福祉事務所次長</u> 保健所副所長 会計管理者 清水、東部、北信、西、信陵、飯坂、松川、信夫及び吾妻支所長 議会事務局次長 教育部次長 選挙管理委員会事	参与 <u>医療政策監</u> <u>保健所長</u>
--	--	--	--	---	---	--	--	---	--	---	---	-----------------------------------

<p>館長以外の学習センター館長 幼稚園長</p>	<p>学校給食センター所長 館長補佐 選挙管理委員会事務局次長 監査委員事務局次長 農業委員会事務局次長 新消防庁舎整備室長 消防訓練センター所長 救急ワークステーション管理室長 当直長 消防署出張所長 主任主査 主任技査</p>	<p>農業委員会事務局長 消防本部次長 総務監 消防調整監 参事</p>	<p>長 幼稚園長</p>	<p>副主幹 検査室長 学校給食センター所長 館長補佐 選挙管理委員会事務局次長 監査委員事務局次長 農業委員会事務局次長 新消防庁舎整備室長 消防訓練センター所長 救急ワークステーション管理室長 当直長 消防署出張所長 主任主査 主任技査</p>	<p>務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 消防本部次長 総務監 消防調整監 参事</p>
-------------------------------	---	--	-------------------	--	---

2 医療職の格付

係長相当職	課長補佐相当職	課長相当職	部次長相当職	部長相当職
係長 主任	課長補佐 主任技査 医長	課長 主幹	保健所長 保健所副所長 参事	医療政策監

2 医療職の格付

係長相当職	課長補佐相当職	課長相当職	部長相当職
係長 主任	課長補佐 主任技査 医長	課長 主幹	保健所長 保健所副所長 参事

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。